

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 10 月 17 日

支出負担行為担当官  
海上保安庁次長 上原 淳

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○施第 20001 号

## 1 事業概要

- (1) 品目分類番号 41、42
- (2) 事業名 宮古島第三宿舎（仮称）整備事業
- (3) 事業場所 沖縄県宮古島市平良字下里
- (4) 事業内容 PFI 方式による公務員宿舎の設計、建設及び維持管理事業
- (5) 事業期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

## 2 競争に参加する者に必要な資格

### (1) 入札参加者の構成等

- イ 入札参加者は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。
- ロ 入札参加者は、入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、海上保安庁との対応窓口となること。
- ハ 落札者は、特別目的会社を設立することとし、代表企業及び建設業務を行う者は、必ず出資を行う必要がある。その他の者へは、特別目的会社への出資は義務づけていない。

### (2) 入札参加者の参加要件

入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

- イ 海上保安庁の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等海上保安庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- ロ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ハ 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ニ 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- ホ 海上保安庁が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社長大並びに株式会社長大が本アドバイザー業務において提携関係にある内藤滋法律事務所、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ヘ 入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。
- ト 本事業に係る事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- チ 次の各号のいずれかに該当しない者であること。

- (イ) 法人でない者。
- (ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
- (ハ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。
  - ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。
  - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
  - ③ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者。
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者。
  - ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④までのいずれかに該当するもの。
- (ニ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。
- (ホ) その者の親会社等が（ロ）から（ニ）までのいずれかに該当する法人。

(3) 入札参加者の資格等要件

入札参加グループの構成員のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれイ並びに各業務に応じロ、ハ、ニ又はホの要件を満たすこと。

なお、ロ、ハ、ニ及びホのうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。

また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること

ロ 設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。

(イ) 令和元・2年度（平成31・32年度）国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争（指名競争）参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」等級に格付けされている者であること。

(ロ) 平成21年4月以降において、次の①から③に該当する建築物の設計実績があること（一つの建物で①から③の条件を満たす必要がある）。

① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

② 建築基準法別表第一（イ）欄（二）項に掲げる用途に供するものであること。

③ 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

ハ 建設に当たる者は3者までとし、次の要件を満たすこと。

(イ) 1者の場合は、令和元・2年度（平成31・32年度）国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争（指名競争）参加資格審査において業種区分が「建築工事業」の「A」等級に格付けされている者であること。2者以上の場合は、

同業種区分が「建築工事業」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であり、内1者は「A」等級に格付けされている者であること。

(ロ) 提案内容に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上ある者であること。

(ハ) 提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

(ニ) 1者の場合の当該者並びに2者以上の場合の内1者は、平成21年4月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次の①から③に該当する建築物の建築工事業の元請けとして施工した実績を有すること(一つの建物で①から③の条件を満たす必要がある)。2者以上の場合の内1者を除くほかの者については、平成21年4月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次の①及び④に該当する建築物の建築工事業を元請として施工した実績を有すること(一つの建物で①及び④の条件を満たす必要がある)。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。

① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

② 建築基準法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。

③ 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

④ 地階を除く階数が3以上であること。

ニ 工事監理に当たる者は1者とし、次の要件を満たすこと。

(イ) 令和元・2年度(平成31・32年度)国土交通省(海上保安庁を希望した者に限る。)一般競争(指名競争)参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」

等級に格付けされている者であること。

(ロ) 平成21年4月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次の①から③に該当する建物の工事監理実績があること(一つの建物で①から③の条件を満たす必要がある)。

① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

② 建築基準法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。

③ 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

ホ 維持管理に当たる者は1者とし、次の要件を満たすこと。

(イ) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」又は「九州・沖縄」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。

(ロ) 平成28年度以降において、共同住宅の維持管理業務実績を1年以上有する者であること。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 山岡 久泰 電話 03-3591-6361 内線 2830

#### (2) 入札説明書等の交付方法

要求水準書等(入札説明書を含む)は、当庁のホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/seifutyoutatu.html/>

なお、仕様書の詳細については以下へ問い合わせること。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁装備技術部施設補給課 宿舎係 荒木 晋介 電話 03-3591-6361 内線 4270

#### (3) 入札説明会の日時及び場所

##### イ 第1回目

- (イ) 日時 令和元年10月23日(水)午前11時00分から
- (ロ) 場所 沖縄県宮古島市平良西里7-2-1 宮古島海上保安部会議室  
(出席者は入札説明書を持参のこと)

□ 第2回目

- (イ) 日時 令和元年10月25日(金)午後3時00分から
- (ロ) 場所 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁11階会議室  
(出席者は入札説明書を持参のこと)

(4) 紙入札による競争参加のために必要な証明書等の提出期限及び提出場所

- イ 期限 令和元年11月29日 午後5時00分
- ロ 場所 上記3(1)に同じ

(5) 要件提案書の提出期限、提出場所及び提出場所

- イ 期限 令和2年1月10日(金)午後5時00分
- ロ 場所 上記3(1)に同じ

ただし、郵送の場合は、配達記録が残るものに限る。

(6) 入札書等の提出期限及び提出場所

- イ 期限 令和2年1月10日(金)午後5時00分
- ロ 場所 上記3(1)に同じ

(7) 開札の日時及び場所

- イ 日時 令和2年1月14日(火)午後13時30分
- ロ 場所 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁入札室

#### 4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項を示す場所 上記3(1)に同じ。

(3) 入札保証金及び契約保証金

イ 入札保証金 免除。

ロ 契約保証金 免除。ただし、落札者が設立した特別目的会社は、設計及び建設工事の履行を確保するため、設計及び建設に係る対価から支払利息相当額を除いた金額の1/10以上の金額について、海上保安庁を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は設計に当たる者、工事監理に当たる者及び建設に当たる者の全部又は一部の者に、当該特別目的会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結させること。

当該保険契約において、海上保安庁を被保険者とした場合には、当該保険契約締結後速やかにその保険証券を海上保安庁に提出し、特別目的会社を被保険者とした場合には、当該特別目的会社の負担により、その保険金請求権に事業契約書案に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を海上保安庁のために設定し、保険証券を海上保安庁に提出すること。

履行保証保険の有効期間は、設計・建設工事期間とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札参加表明書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 照会等に用いる言語 日本語に限る。

- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記2(3)ロ(イ)、2(3)ハ(イ)、2(3)ニ(イ)及び2(3)ホ(イ)に掲げる格付等  
(以下「競争参加資格」という。)の認定を受けていない者であっても、当該競争参加  
資格の認定を受け、かつ、紙入札による競争参加のために必要  
な証明書等の提出期限までに入札参加資格の確認を受けることにより、入札に参加す  
ることができる。
- (10) 詳細は入札説明書等による。
- (11) 本案件は、当該事業予算の令和2年度予算成立をもって契約締結とする。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Atushi Uehara, Vice  
Commandant, Japan Coast Guard.
- (2) Classification of the services to be procured: 41, 42
- (3) Subject matter of the contract: PFI-based design, construction and operation  
of the Government official housing (Miyakojimadaisann-syukusya (provisional  
name)) (BTO-scheme)
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents  
for the qualification: 5:00P.M. 29 November 2019
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 5:00P.M. 10 January 2020
- (6) Contact point for tender notice: Hisayasu Yamaoka, 2nd Contract  
Section, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administrator  
Department, Japan Coast Guard, 2-1-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976  
japan, TEL: 03-3591-6361 ext. 2830  
Office, Budget Division, Administrator Department, Japan Coast Gurard, 2-1-3
- (7) Languages for making inquiries: Japanese